

旅 客 営 業 規 則

目 次

第 1 編 総 則	頁
第 1 条 この規則の目的 -----	1
第 2 条 適用範囲 -----	1
第 3 条 用語の意義 -----	1
第 4 条 運賃前払いの原則 -----	1
第 5 条 契約の成立時期及び適用規定 -----	1
第 6 条 旅客運送等の制限又は停止 -----	1
第 7 条 運行不能の場合の取扱い -----	2
第 8 条 キロ程の端数計算方 -----	2
第 9 条 期間の計算方 -----	2
第10条 旅客の提出する書類 -----	2
第11条 認定学校の定義及び認定 -----	2
 第 2 編 旅客営業	
第12条 乗車券の購入及び所持 -----	4
第13条 キロ程 -----	4
第 2 章 乗車券の発売	
第 1 節 通 則	
第14条 乗車券の種類 -----	4
第15条 乗車券の発売箇所及び発売方法 -----	4
第16条 乗車券の発売範囲 -----	4
第17条 乗車券の発売日 -----	4
第18条 乗車券の発売時間 -----	5
第19条 割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い -----	5
第20条 割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合 -----	5
第 2 節 普通乗車券の発売	
第21条 普通乗車券の発売 -----	5
第22条 被救護者に対する割引普通乗車券の発売 -----	5
第23条 被救護者割引証 -----	6
第24条 臨時特殊割引普通乗車券の発売 -----	6
第 3 節 定期乗車券の発売	
第25条 通勤定期乗車券の発売 -----	7
第26条 被救護者に対する割引通勤定期乗車券の発売 -----	8
第27条 通学定期乗車券の発売 -----	8
第28条 被救護者に対する割引通学定期乗車券の発売 -----	9
第29条 定期乗車券の一括発売 -----	9

第4節	回数乗車券の発売	
第30条	回数乗車券の発売 -----	10
第31条	放送大学の学生又は通信制課程の生徒に対する割引回数乗車券の発売 -----	10
第5節	団体乗車券の発売	
第32条	団体乗車券の発売 -----	11
第33条	団体旅客運送の申込 -----	12
第34条	団体旅客運送の引受け -----	13
第35条	団体旅客申込人員等の変更 -----	13
第6節	貸切乗車券の発売	
第36条	貸切乗車券の発売 -----	14
第37条	貸切旅客運送の申込 -----	14
第38条	貸切旅客運送の予約 -----	14
第3章	旅客運賃	
第1節	通 則	
第39条	旅客運賃の種類 -----	15
第40条	旅客運賃の計算上の経路 -----	15
第41条	旅客運賃計算上のキロ程の計算 -----	15
第42条	旅客の区分及びその旅客運賃 -----	15
第43条	小児の旅客運賃 -----	15
第44条	割引の旅客運賃 -----	16
第45条	旅客運賃割引の重複適用の禁止 -----	16
第2節	普通旅客運賃	
第46条	大人片道普通旅客運賃 -----	16
第46条の2	大人往復普通旅客運賃 -----	16
第47条	被救護者割引 -----	16
第48条	臨時特殊割引 -----	16
第3節	定期旅客運賃	
第49条	大人定期旅客運賃 -----	16
第50条	端数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃 -----	16
第4節	回数旅客運賃	
第51条	回数旅客運賃 -----	17
第52条	通学用割引回数旅客運賃 -----	17
第5節	団体旅客運賃	
第53条	団体旅客運賃 -----	17
第54条	団体旅客運賃の計算方 -----	17
第6節	貸切旅客運賃	
第55条	貸切旅客運賃 -----	17
第56条	貸切旅客運賃の最低額 -----	18
第57条	貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃 -----	18

第4章	乗車券の効力	
第1節	通 則	
第58条	乗車券の使用条件 -----	19
第59条	乗車券の効力の特例 -----	19
第60条	券面表示事項が不明となった乗車券 -----	19
第61条	不乗区間に対する取扱い -----	19
第62条	有効期間の起算日 -----	19
第63条	小児用乗車券の効力の特例 -----	19
第64条	乗車券不正使用未遂の場合の取扱方 -----	19
第2節	乗車券の効力	
第65条	有効期間 -----	20
第66条	継続乗車 -----	20
第67条	途中下車の禁止 -----	20
第68条	回数乗車券の効力の特例 -----	20
第69条	改氏名の場合の定期乗車券の書換え -----	20
第70条	乗車券が前途無効となる場合 -----	20
第71条	定期乗車券以外の乗車券が無効なる場合 -----	20
第72条	定期乗車券が無効となる場合 -----	21
第73条	乗車券が無効となる場合の特例 -----	21
第74条	通学定期乗車券の効力 -----	22
第75条	放送大学の学生及び通信制課程の生徒に対する割引回数乗車券の効力 -----	23
第76条	被救護者用割引乗車券の効力 -----	23
第5章	乗車券の様式	
第1節	通 則	
第77条	乗車券の表示事項 -----	25
第78条	字模様の印刷 -----	25
第79条	乗車券の駅名等の表示方 -----	25
第2節	普通乗車券の様式	
第80条	片道乗車券の様式 -----	26
第80条の2	往復乗車券の様式 -----	26
第3節	定期乗車券の様式	
第81条	定期乗車券の様式 -----	26
第4節	回数券乗車券の様式	
第82条	回数乗車券の様式 -----	26
第5節	団体券乗車券の様式	
第83条	団体乗車券の様式 -----	26
第6章	乗車券の改札及び引渡し	
第1節	通 則	
第84条	乗車券の改札 -----	27
第85条	乗車券の引渡し -----	27
第2節	乗車券の改札及び引渡し	
第86条	普通乗車券の改札及び引渡し -----	27

第87条	定期乗車券の改札及び引渡し	27
第88条	回数乗車券の改札及び引渡し	27
第89条	団体乗車券の改札及び引渡し	27
第7章	乗車変更等の取扱い	
第1節	通 則	
第90条	乗車変更等の取扱い箇所	28
第91条	払戻し請求権行使の期限	28
第92条	乗車変更をした乗車券について旅客運賃の収受 又は払戻しをする場合の既収額	28
第2節	乗車変更等の取扱い	
第1款	通 則	
第93条	乗車変更の種類	28
第94条	乗車変更の取扱範囲	28
第95条	被救護者割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の禁止	28
第96条	別途乗車	28
第2款	乗越し	
第97条	乗越し	29
第3款	方向変更	
第98条	方向変更	29
第4款	団体乗車変更	
第99条	団体乗車券の行程変更	29
第3節	旅客の特殊取扱い	
第1款	通 則	
第100条	旅客運賃払戻しに伴う割引証等の返還	30
第101条	旅客運賃の払戻をしない場合	30
第2款	乗車券の無札及び無効	
第102条	乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受	30
第103条	定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受	30
第104条	乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方	31
第3款	乗車券類の紛失	
第105条	乗車券の紛失の場合の取扱方	31
第106条	再収受した旅客運賃の払戻し	31
第107条	団体乗車券紛失の場合の取扱方	31
第4款	任意による旅行の取りやめ	
第108条	旅行開始前の旅客運賃の払戻し	32
第109条	旅行開始前の定期旅客運賃・回数旅客運賃の払戻し	32
第110条	旅行開始前の団体旅客運賃の払戻し	32
第111条	旅行開始後の旅客運賃の払戻し	32
第112条	不乗区間に対する旅客運賃の払戻しをしない場合	32
第113条	定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し	32
第114条	回数乗車券使用後の旅客運賃の払戻し	33
第115条	旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払戻し	33

第116条	傷い疾病の場合の証明 -----	33
第117条	有効期間の延長及び旅客運賃の払戻しの特例 -----	33
第 5 款	運行不能及び遅延	
第118条	列車の運行不能、遅延等の場合の取扱方 -----	34
第119条	旅行中止による旅客運賃の払戻し -----	34
第120条	乗車券の有効期間延長の取扱方 -----	34
第121条	無賃送還の取扱方 -----	35
第122条	他経路乗車の取扱方 -----	35
第123条	旅客運賃の払戻し駅 -----	35
第124条	運行中止の場合の有効期間の延長又は旅客運賃の払戻し -----	35
第 6 款	誤乗及び誤購入	
第125条	誤乗区間の無賃送還 -----	36
第126条	乗車券の誤購入の場合の取扱方 -----	36
第 8 章	手回り品	
第127条	持込禁制品 -----	36
第128条	制限手回り品等 -----	36
第129条	旅客の手回り品 -----	37
第130条	手回り品の点検 -----	37
第131条	持込禁制品又は制限手回り品を持ち込んだ場合の処置 -----	37
第132条	手回り品の保管 -----	37
別表第1	営業キロ程 -----	39
別表第2	東京臨海新交通臨海線運賃表 -----	39
別表第2-2	乗車券の様式 -----	40
別表第3	危険品 -----	42

旅 客 営 業 規 則

第 1 編 総 則

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、株式会社ゆりかもめ（以下「社」という。）の旅客の運送について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便を確保すると共に事業の能率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 社線による旅客の運送については、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。

2 社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、社は変更および変更内容を予め告知するものとする。

(用語の意義)

第 3 条 この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)「社線」とは、社の経営する鉄道及び軌道をいう。
- (2)「駅」とは、旅客の取扱いをする停車場及び停留場をいう。
- (3)「列車」とは、旅客の運送を行う電車をいう。
- (4)「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。
- (5)「乗車券」とは、社と旅客との運送契約に基づいて社が旅客運賃と引換えに旅客に交付する証票をいう。
- (6)「危険品」とは、別表第3に掲げるものをいう。

(運賃前払いの原則)

第 4 条 旅客運送の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は現金をもって所定の運賃、料金を支払うものとする。ただし、社において特に認めた場合は、後払いすることができる。

2 旅客は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃を当該各号に定める証券等によって支払う（乗車券との引換えを含む。）ことができる。

- (1) 普通旅客運賃及び回数旅客運賃については、I C カード乗車券取扱規則第 2 条第 1 項に定める I C カード乗車券
- (2) 定期旅客運賃については、社において特に認めた小切手

(契約の成立時期及び適用規定)

第 5 条 旅客運送の契約は、別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃を支払い、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客運送等の制限又は停止)

第 6 条 旅客運送の円滑な遂行を確保するため必要がある時は、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券の発売駅、発売枚数、発売時間、発売方法の制限又は発売の停止。
 - (2) 乗車区間、乗車方法又は乗車する列車の制限。
 - (3) 手回り品の長さ、容積、重量、個数、品目又は持込みの列車の制限。
- 2 前項の制限又は停止する場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱方)

第7条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
 - (2) 不通区間に対する旅客運賃の払戻しの請求をしない。
- 2 列車の運行が不能となった場合であっても、社において他の鉄道、自動車等の運輸機関の利用又はその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをする。

(キロ程の端数計算方)

第8条 キロ程を用いて運賃を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切上げる。

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず1日として計算する。

(旅客の提出する書類)

第10条 旅客運送の契約に関して旅客が社に提出する書類は、黒又は青インクをもって記載し、かつ特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

- 2 旅客は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に対応の証印を押すものとする。
- 3 社は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57条）に基づき、旅客より提出される書類及びデータに含まれる特定の個人を認識できる情報（以下、「個人情報」という）について、漏洩なきよう厳重に管理しなければならない。また、個人情報取扱いにあたり、その利用目的を旅客へ明示し、利用目的達成に必要な範囲をこえて取扱ってはならない。

(認定学校の定義及び認定)

第11条 この規程において「認定学校」とは、次の各号のいずれかに該当する学校及び教育施設で社から認定を受けたもの並びに学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、割引普通乗車券等を発売する対象となる学校として東日本旅客鉄道株式会社が指定した学校をいう。

- (1) 学校教育法第一条の規定による学校に準ずる学校で、修業期間が一年以上で、かつ、一年の授業時間数が七百時間以上のもの。
- (2) 学校教育法第百三十四条の規定による私立学校及び学校教育法によらない学校で、設立後一年以上経過し、修業期間が一年以上で、かつ、一年の授業時間数が七百時間以上のもの。

- (3) 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百五十五条第一項第四号、同条第二項第七号又は第百五十六条第三号の規定により、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設として文部科学大臣が指定したもの
- 2 前項の認定を受けようとする学校は、その代表者から所定の申請書を提出しなければならない。
またその申請書記載事項に変更があるときは、その代表者は直ちにこれを届け出なければならない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、認定学校として取り扱わないことができる。
- (1) 社から認定学校の認定を受けた学校が、第1項各号に規定する認定条件を具備しなくなったとき。
- (2) 認定学校の代表者から学校又は教育施設を廃止する旨の届出があったとき。
- (3) 第27条に規定する通学証明書又は第31条に規定する学校学生生徒旅客運賃割引証及び第74条に規定する通学定期乗車券購入兼用の学生証を、認定学校が使用資格者以外の者に対して発行したとき。
- 4 前3号に掲げるもののほか、認定学校として適当でないと社が認めたとき。

第2編 旅 客 営 業

第1章 通 則

(乗車券の購入及び所持)

第12条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。

(キロ程)

第13条 旅客運賃の計算その他の運送条件をキロメートルをもって定める場合は、鉄道営業キロ程による。

2 鉄道営業キロ程は、別表第1のとおりとする。

第2章 乗車券の発売

第1節 通 則

(乗車券の種類)

第14条 乗車券の種類は次のとおりとする。

(1) 普通乗車券

ア 片道乗車券

イ 往復乗車券

(2) 定期乗車券

ア 通勤定期乗車券

イ 通学定期乗車券

(3) 回数乗車券

(4) 団体乗車券

(5) 貸切乗車券

(6) 企画乗車券（企画乗車券取扱規則による）

(乗車券の発売箇所及び発売方法)

第15条 乗車券は駅において社員又は乗車券発売機により発売する。ただし、定期乗車券及び団体乗車券は、社の指定した駅において発売する。

2 乗車券は前項に規定するほか、社が臨時に設置した乗車券臨時発売所又は乗車券の発売を委託した箇所において発売することがある。

(乗車券の発売範囲)

第16条 乗車券は、発売駅から有効なものに限って発売する。ただし、定期乗車券、往復乗車券、回数乗車券、団体乗車券及び企画乗車券については、発売駅以外の駅から有効なものを発売することができる。

(乗車券の発売日)

第17条 乗車券は次の各号に定めるものを除いて、発売当日から有効開始となるものを発売する。

(1) 定期乗車券は、有効開始日の14日前から発売する。

(2) 団体乗車券は、運送引受後であって旅客の出発日の14日前から発売する。

(乗車券の発売時間)

第18条 駅における乗車券の発売時間は、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、定期乗車券については、その発売時間を別に定めることがある。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第19条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは通学証明書を使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第20条 旅客運賃割引証は、次の各号の1に該当する場合は無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても、使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の1に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所捺印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第21条 普通乗車券は、旅客が普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車(以下「片道乗車」という。)する場合と往復1回乗車(以下「往復乗車」という。)する場合に発売する。ただし、その経路が折り返しとなる場合を除く。

(被救護者に対する割引普通乗車券の発売)

第22条 次に掲げる各号の1に該当する施設であって、社が認定した施設に救護又は保護される者(以下「被救護者」という。)が旅行する場合で、第23条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4に規定する児童相談所付設の一時保護所並びに同法第41条、第42条、第43条、第43条の2、第43条の3及び第44条に規定する児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、し体不自由児施設、児童自立支援施設及び保護院
- (2) 生活保護法(昭和25年法律144号)第38条に規定する保護施設。ただし、授産施設を除く。
- (3) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する養老施設・救護施設・施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの。

- (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設。ただし、老人福祉センターを除く。
- (5) 少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所
- (6) 更生保護法(平成19年法律第88号)第29条に規定する保護観察所

- 2 被救護者が老幼、虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、付添人を付ける場合は、被救護者1人について付添人1人に限り、当該被救護者の乗車区間と同一の区間の片道又は往復の割引普通乗車券を発売する。
- 3 前項の規定により付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が片道乗車の場合であっても、付添人に対して往復乗車券を発売することができる。

(被救護者割引証)

第23条 被救護者は、前条第1項の規定により割引普通乗車券を購入しようとするときは、その救護又は保護を受ける施設の代表者から所定事項を記入して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、これを提出しなければならない。

- 2 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。
- 3 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表				裏		
被救護者旅客運賃割引証 第.....号 契印						
			指定番号			
乗 車 船 区 間	駅 从 経 由					
乗 車 券 の 種 類	片 道 被救護者 片 道	往 復 付 添 人 往 復				
旅行証明書番号						
被救護者の氏名及び年齢	(才)					
添付人の氏名及び年齢	(才)					
割 引 率	5 割					
有 効 期 限	平成 年 月 日まで					
平成.....年.....月.....日発行 施設の所在地..... 施 設 名..... 代 表 者 氏 名.....						
代表者 職 印						
(発 行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード			
			数	添		
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	31	33		

12.8 cm

9.1 cm

(この割引証の使用上の注意)

(1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は救護者がその添付人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。

(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。

(3) この割引証の記入事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。

(4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。

(5) この割引証は、記名人に限って使用できます。ただし、記名人であっても使用資格を失った後は使用できません。

(6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。

(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、社員の請求があるときは、呈示してください。

(8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。

(臨時特殊割引普通乗車券の発売)

第24条 社が特に必要と認める場合は、臨時に特殊割引普通乗車券を発売することがある。

- 2 前項の規定により臨時特殊割引普通乗車券を発売するときは、発売駅、発売区間、発売期間等をそのつど関係の駅に掲示する。

第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第25条 社線の区間を常時乗車する旅客が、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は、6箇月有効の通勤定期乗車券を発売する。

2 通勤定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

表

PASMO・定期券購入申込書(兼 個人情報変更申込書) PASMO/COMMUTER PASS				株式会社バスモ 株式会社ゆりかもめ	
裏面をお読みください。必要事項や『□』にチェックのご記入をお願いいたします。					
お申込み 内容	記名PASMO購入 PASMO WITH YOUR NAME		PASMO定期券購入 PASMO COMMUTER PASS		お持ちのPASMOに 定期券を購入
	☐ 大人用 ADULT ☐ 小児用 CHILD		☐ 大人用 ADULT ☐ 小児用 CHILD		☐ 無記名PASMO ⇒ 記名PASMOに変更 ☐ 記名PASMOの個人情報を変更
					磁気定期券購入
					☐ 大人用 ☐ 小児用
氏名 NAME					
生年月日 BIRTHDAY					
電話番号 PHONE NUMBER					
性別 GENDER					
チャージ金額 CHARGE AMOUNT					
※定期券をお求めのお客様は以下もご記入ください					
定期 券 内 容	お申込み内容				
	☐ 新規 NEW ☐ 継続 RENEW ☐ 磁気定期券からPASMO定期券へ変更				
	通勤定期券をお求めのお客様は区分をご記入ください。 ☐ 大学・その他 UNIVERSITY ☐ 高校 HIGH ☐ 中学 JUNIOR HIGH ☐ 小学 ELEMENTARY				
	定期券種類 A TYPE OF COMMUTER PASS ☐ 通勤 FOR A WORKER				
	乗車区間 ROUTE SECTION 由 由 VIA				
使用開始日 STARTING DATE					
有効期間 VALIDITY PERIOD					
☐ 1ヶ月 1 MONTH ☐ 3ヶ月 3 MONTH ☐ 6ヶ月 6 MONTH					
ゆりかもめではお支払い方法は現金のみとなります。(CASH ONLY)					
● 氏名は「カタカナ・アルファベット等」をフルネーム・左読めでご記入ください。また、姓と名の間を1マス空けてください。 ● 個人情報をご記入いただかなかった場合、再発行や払い戻し等の本人確認を必要とする取扱いができません。 ● 磁気定期券よりPASMO定期券に変更される場合も、改めて氏名・生年月日・性別・電話番号をカードに登録いたしますのでご記入ください。 ● 記名PASMOと定期券のお名前が一致しない場合、PASMO定期券は購入できません。 ● PASMO購入にはデビット500円が別途必要です。 発売金額は1,000円単位で残額が20,000円を超えるチャージはできません。					
JR連絡通学 無・有 定期発売金額 円 係員記入欄					

裏面

以下の「個人情報の取扱」およびPASMO取扱規則、当社の旅客営業規則に同意し、申し込みます。

■記名PASMOの購入、無記名PASMOから記名PASMOへの変更、記名PASMOから個人情報変更をするお客さまの場合

- ☐ 記名PASMOに関して記入していただいた個人情報は(株)バスモで管理します。
- ☐ お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
 - ① 記名PASMOの購入・変更・払い戻し等のお申込内容の確認
 - ② (株)バスモから連絡する必要がある場合の連絡先の確認(記名PASMOの拾得時等)
 - ③ PASMO取扱規則および当社の旅客営業規則等に基づく記名PASMOにかかわるサービスの実施および改善
- ☐ (株)バスモは、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。
- ☐ (株)バスモは、(株)バスモと相互利用を行うICカードの発行事業者との間で、小児用ICカード発売にかかわるお申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行います。当該情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道(株)とします。

■PASMO定期券、磁気定期券をご購入のお客さまの場合

- ☐ 定期券に関して記入していただいた個人情報は当駅で管理します。
- ☐ お客さまに記入していただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。
 - ① 定期券の購入・変更・払い戻し等のお申込内容の確認
 - ② 当社から連絡する必要がある場合の連絡先の確認(定期券の拾得時等)
- ☐ 当社は、記入していただいた個人情報を、上記利用目的の範囲内で、定期券の取扱いを行う鉄道・バス事業者から照会に応じて、その事業者に知らせることがあります。

【係員記入欄】小児PASMO発売/個人情報変更時本人確認書類

- ☐ 運転免許証
- ☐ 旅券
- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 知的障害者療育手帳
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳(写真付)
- ☐ 健康保険等の被保険者証
- ☐ 在留カード又は特別永住者証明書
- ☐ 学生証(写真付)
- ☐ 社員証(写真付)
- ☐ 住民基本台帳カード(写真付)
- ☐ 運転経歴証明書
- ☐ 個人番号カード
- ☐ その他()

(被救護者に対する割引通勤定期乗車券の発売)

第26条 前条の場合に、被救護者が第23条に規定する被救護者旅客運賃割引証を併せて提示したときは、割引通勤定期乗車券を発売する。

2 社線の区間を被救護者に付添人が常時同行する場合には、被救護者1人に対して付添人1人に限り、前項の規定を準用する。

(通学定期乗車券の発売)

第27条 認定学校の学生、生徒、児童又は幼児が通学のため、社線を常時乗車する場合で、その在籍する認定学校の代表者が必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第74条に規定する通学定期乗車券購入兼用の学生証を提示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地最寄り駅と在籍する認定学校最寄り駅との相互間の1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。ただし、当該通学定期乗車券を発売した年度内に限り、新たに同一区間の通学定期乗車券を発売する場合は、通学証明書の提出及び学生証の提示を省略できる。

2 前項の規定にかかわらず、認定学校に対する一括発売の取扱は別に定める。

3 第1項に規定する場合において、放送大学の学生に対しては、通学定期乗車券の発売は行わない。

4 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月とする。

5 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

契 印		
No. 通 学 証 明 証		
学 区 種 別 又は 指 定 番 号	区 分	
通学者の氏名・ 年齢及び性別	(才) 男 女	
通学者の居住地	電話 ()	
部 科 及 び 学 年	部 科 学年 (年次)	
証 明 書 番 号		
通 学 区 間	駅 駅間 経由	
通学定期乗車券の有効期間	箇月	
※通学定期乗車券の使用開始日	平成 年 月 日から	
通 学 証 明 書 の 有 効 期 限	平成 年 月 日まで	
証 明 書	平成 年 月 日 発行 学 校 所 在 地 学 校 名 明 学校代表者氏名 代表者 認 印	
1. この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで (1 箇月間) です。 2. この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入 (性別は、該当のものを○で囲む。) してください。 3. この証明書のうち、※印の欄は、通学者が記入してください。 4. この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の認印のないものは使用できません。		
下欄には、記入しないでください。		
年 月 日まで		
(発 行 駅)	(乗 車 券 番 号)	(発 行 年 月 日)
(基 本 運 賃)	(発 売 運 賃)	(差 額 運 賃)

12.5cm

(裏無地)

備考 必要により、様式の上部の余白に学校のもより駅欄を印刷する。

(被救護者に対する割引通学定期乗車券の発売)

第28条 前条の場合に、被救護者が第23条に規定する被救護者旅客運賃割引証を併せて提出したときは、割引通学定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

第29条 第25条又は第27条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、一括して発売することができる。

2 前条の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間に端数となる日数を付加して発売することができる。

第4節 回数乗車券の発売

(回数乗車券の発売)

第30条 社線の同一区間をしばしば乗車する旅客に対しては、その区間に有効な12券片の回数乗車券を発売する。ただし、その乗車する区間については、普通片道乗車券が発売できる範囲内とする。

(放送大学の学生又は通信制課程の生徒に対する割引回数乗車券の発売)

第31条 放送大学の学生又は通信制課程の生徒が、面接指導、試験又は学校行事のため、前条に定める区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する放送大学又は高等学校の代表者において、必要事項を記入して発行した学生旅客運賃割引証又は学校学生生徒旅客運賃割引証(通信教育学校用)を提出したときは、当該学校最寄り駅までの区間について割引回数乗車券を発売する。

(1) 放送大学学園法(昭和56年法律第80号)第20条の規定により設置された大学の学生

(2) 通信教育を行う高等学校の生徒

2 前項の規定により提出する放送大学学生旅客運賃割引証及び学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

3 前項の旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

(1) 放送大学学生旅客運賃割引証

(2) 学校学生生徒旅客運賃割引証

(1) 放送大学用

表

裏

放送大学学生旅客運賃割引証		契印
第.....号		
利用運輸機関名		
乗車区間	駅から	経由
乗車券の種類	回数券	
部科及び学年	教養学部第	学年(年次)
学生証番号		
使用者の氏名及び年齢	(歳)	
割引率	2 割	
有効期限	学割証発行日から一ヶ月	
平成.....年.....月.....日発行		
学校所在地.....		
学校名.....		
学校代表者氏名.....		
印		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)
(備考)		

(この学割証の使用上の注意)

- 通学用割引(普通)回数乗車券を1人1回に限って購入できます。
- 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の認印がないものは、使用できません。
- この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。また、学生証は社員の請求があるときは、呈示してください。

備考 この割引証は、放送大学で印刷する。

(2) 通信教育学校用

表

裏

12.8 cm

学校学生生徒旅客運賃割引証				契 印
(通信教育学校用)				
第.....号				
※乗車船区間	駅から 経由 駅まで			
※乗車券の種類	片道	往復	連続	周遊
部 科 及 び 学 年	第 学年 (年次)			
証 明 書 番 号				
使 用 者 の 氏 名 及 び 年 齢	(才)			
割 引 率	旅客鉄道会社線 2 割			
有 効 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
平成.....年.....月.....日発行				
学 校 所 在 地.....				
学 校 名.....				
学校代表者名.....				
代表者 職 印				
(発 行 駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41	

9.1 cm

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校 (中等教育学校含む) のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の区間において100キロメートルをこえて旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入 (乗車券の種類は、該当のものを○で囲む) してください。
- (4) ※印の欄以外の事項 (太わく内を除く。) は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。ただし、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、社員の請求があるときは、呈示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、表記の期間 (面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで) です。

第 5 節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第32条 一団となった旅客の全員が、利用施設・発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の1に該当し、かつ、社が団体として運送を引受けをしたものに対しては、団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア 次の1に該当する学校等の学生等が25人以上とその付添人、当該学校等教職員 (嘱託している医師及び看護師を含む。以下同じ。) 又はこれに同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法 (昭和29年法律第143号) 第2条に規定するへき地学校で、市町村教育委員会が証明したもの又は盲学校、ろう学校及び養護学校 (小学校、中学校、中等教育学校及び高等学校に設置された、これらの学級を含む。) 並びに1学年の在籍人員が25人未満のとき (在籍人員が25人以上で、疾病等やむを得ない事由により、参加する人員が25人未満のときを含む。) の生徒又は児童の場合は、その人員が25人未満のときであってもこの取扱いをする。

(ア) 認定学校の学生 (放送大学の学生は除く。)、生徒、児童又は幼児

(イ) 児童福祉法第39条に規定する保育所及び同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の児童

(ウ) 削除

(エ) 削除

イ アの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が、次の1に該当する場合に限るものとし、

その人員は旅客1人につき1人とする。

(イ) 幼稚園の園児、保育所及び幼保連携型認定こども園の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。

(ロ) 障害又は虚弱のため、社において付添人を必要と認めるとき。

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された25人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

(団体旅客運送の申込)

第33条 前条の規定により団体乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員、行程、乗車すべき列車及びその他輸送計画に必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。ただし、社において特に認めた場合は、団体旅客運送申込書の提出を省略することができる。

2 前項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

(1) 学生団体

教育長又は学校長（保育所等の代表者を含む。以下同じ。）ただし、数校連合の場合で学校長が申込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。

(2) 普通団体

代表者

3 前項第1号の場合で数校連合のときは、団体旅客運送申込書の団体名欄に關係学校別の人員を明示するものとする。

4 団体旅客運送申込書の様式は、次のとおりとする。

団 体 旅 客 運 送 申 込 書

申込年月日 年 月 日

団体御申込者 住所・氏名 TEL・FAX	代表者 (印) または (学校印)					
領 収 書 名	旅 行 会 社 名				乗車券購入 希望駅	
	TEL FAX				☐ 新橋駅 ☐ 豊洲駅	
団体種別	☐ 普通団体 ☐ 学生団体(学校印が必要です)					
申 込 内 訳	大人	小児	教職員	添乗員	付添人	合計
	人	人	人	人	人	人
片道又は往路と復路が別区間の場合(往復異行程)						
月 日	乗 車 区 間	予定時刻	月 日	乗 車 区 間	予定時刻	
/	→	:	/	→	:	
/	→	:	/	→	:	
往路と復路が同区間の場合(往復同行程)						
月 日	往路時刻	乗車区間	復路時刻	引率責任者又は添乗員の緊急連絡先		
/	:	⇄	:	様 氏		
記 事						
当社使用欄	受付	/	受信確認	印	連絡者	印
					発券者	印

※普通団体の取扱は、25名以上からです。(学生団体は、25名以上引率者含む)

◎学生団体の場合、学校長名を記入のうえ、校印を押し乗車日に必ずお持ち下さい。

◎引率責任者又は添乗員のご氏名、携帯番号をご記入下さい。

◎申込は、JFK 送信で乗車日の1週間前までお願いいたします。

◎ご記入頂いた氏名・連絡先等の個人情報(は、団体乗車券発売に際して当社から、お客様へ連絡する必要がある場合に使用いたします。

◎当日の確定人数を乗車券お引き渡し(ご乗車)1時間前までに、必ずお電話にてお知らせ願います。電話確認後、乗車券を作成致します。

株 式 会 社 ゆ り か も め

新橋駅 TEL 03 (3574)0821 FAX 03 (3574)0841

豊洲駅 TEL 03 (3533)5911 FAX 03 (3533)5912

ホームページアドレス <http://www.yurikamome.co.jp>

(団体旅客運送の引受け)

第34条 旅客から前条の規定により団体旅客運送の申込みを受けた場合で、社において運輸上支障がないと認めたときは、当該団体旅客運送の引受けをする。

2 前項の規定により、団体旅客運送の引受けをしたときは、その申込者に次の様式により団体旅客運送引受書を交付する。ただし、団体旅客運送申込書に引受けした旨を記載し、その交付に代えることがある。

3 前項の規定によって、団体旅客運送引受書の交付を受けた団体旅客申込者は、団体乗車券購入の際、これを提示しなければならない。

4 団体旅客運送引受書の様式は、次のとおりとする。

団体旅客運送引受書						
				引受番号.....号		
				年.....月.....日		
殿						
ゆりかもめ						
年 月 日お申込みの団体旅客については、下記の条件によって運送の引受けをいたします。						
記						
1 列車運行等の都合によって引受内容の一部を変更することがあります。						
2 天災地変その他運輸上の都合によって列車の運行が不能となった場合は、この引受けを取り消すことがあります。						
3 乗車方法等については、当社の指示に従ってください。						
4 前各号のほか、旅客運送に関する諸規定を守ってください。						
1 団体種別.....						
2 団体名.....						
3 申込人員.....						
大人 人						
小児 人						
計 人						
添付人 人						
教職員 人						
4 行程						
月 日	区 間	列 車	発 時 刻	着 時 刻	記 事	

18cm (裏無地)

(団体旅客申込人員等の変更)

第35条 団体旅客運送の引受け後、旅客の都合による申込人員又は乗降駅等、取扱条件の変更は、社において運輸上支障がないと認めた場合に限りこれを行う。

第6節 貸切乗車券の発売

（貸切乗車券の発売）

第36条 貸切乗車券は、次の各号の1に該当する単位をもって旅客車を貸し切る旅客に対して発売する。

- (1) 全車貸切
1車両単位で貸し切る場合
- (2) 列車貸切
列車を単位として貸し切る場合

（貸切旅客運送の申込）

第37条 貸切乗車券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員、行程その他の輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅客運送申込書を提出して、貸切旅客運送の申込を行うものとする。

貸切旅客運送申込書は、団体旅客運送申込書の「団体」の文字を「貸切」と訂正して使用する。

（貸切旅客運送の予約）

第38条 旅客から貸切旅客運送の申込を受けた場合で、会社において運輸上支障がないと認めたときは、その貸切旅客運送の引受けをする。

貸切旅客運送の引受けをしたときは、その申込人、団体旅客運送引受書の「団体」の文字を「貸切」と訂正するほか、貸切旅客運送の引受に関する必要事項を加除訂正した貸切旅客運送引受書を交付する。

第3章 旅 客 運 賃

第1節 通 則

(旅客運賃の種類)

第39条 旅客運賃の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通旅客運賃
 - ア 片道普通旅客運賃
 - イ 往復普通旅客運賃
- (2) 定期旅客運賃
 - ア 通勤定期旅客運賃
 - イ 通学定期旅客運賃
- (3) 回数旅客運賃
- (4) 団体旅客運賃
- (5) 貸切旅客運賃

(旅客運賃の計算上の経路)

第40条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する経路及び発着の順序によって計算する。

(旅客運賃計算上のキロ程の計算)

第41条 キロ程を使用して旅客運賃を計算する場合、別に定める場合を除いて、社線が同一方向に連続する場合に限りキロ程を通算して計算する。

- 2 前項の規定により旅客運賃を計算する場合、計算経路の一部又は全部が復乗となるときは、復乗が開始される駅においてキロ程を打ち切って各別に計算する。

(旅客の区分及びその旅客運賃)

第42条 旅客運賃は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃を収受する。

- 大人 12才以上の者
- 小児 6才以上12才未満の者
- 幼児 1才以上6才未満の者
- 乳児 1才未満の者

- 2 前項の規定による幼児であっても、次の各号1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を収受する。
 - (1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき。
 - (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人をこえて随伴されて旅行するとき。但し、2人をこえた者だけ小児とみなす。
 - (3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。
- 3 前項の規定による場合のほか、幼児又は乳児に対しては旅客運賃を収受しない。

(小児の旅客運賃)

第43条 小児の片道普通旅客運賃又は定期旅客運賃は、大人の片道普通旅客運賃又は定期旅客運賃をそれぞれ折半し、10円未満の端数を切上げて10円単位とした額（以下この計算方法を「端数計算」

という。)とする。

(割引の旅客運賃)

第44条 割引の旅客運賃は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃又は小児の無割引の旅客運賃から割引額を差引いて、端数計算した額とする。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第45条 旅客は、旅客運賃について2以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第46条 大人片道普通旅客運賃は、旅客の乗車する発着区間のキロ程により、次により区分した額とする。

1区	1キロメートルから	2キロメートルまで	190円
2区	3キロメートルから	5キロメートルまで	260円
3区	6キロメートルから	8キロメートルまで	330円
4区	9キロメートルから	15キロメートルまで	390円

2 前項による普通旅客運賃は、別表第2のとおりとする。

(大人往復普通旅客運賃)

第46条の2 大人往復普通旅客運賃は、大人片道普通運賃を2倍した額とする。

(被救護者割引)

第47条 第22条の規定により被救護者又は付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、その区間について普通旅客運賃の5割を割引する。

(臨時特殊割引)

第48条 第24条の規定により割引普通乗車券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、そのつど定める。

第3節 定期旅客運賃

(大人定期旅客運賃)

第49条 大人定期旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人通勤定期旅客運賃
- (2) 大人通学定期旅客運賃

2 前項の定期旅客運賃は、別表第2のとおりとする。

(端数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第50条 第29条の規定により発売する定期乗車券の端数となる日数に対する定期旅客運賃は別に定める。

第4節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第51条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(通学用割引回数旅客運賃)

第52条 第31条の規定により通学用割引回数乗車券を発売する場合、次の各号の定めるところによって回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第31条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人回数旅客運賃について、2割引
- (2) 第31条第1項第2号に規定する学生に対しては、大人回数旅客運賃について、5割引

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第53条 第32条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号により普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学生団体

人 員	26人以上	300人以上	無 賃 扱 人 員
割引率	2割5分	3 割	100人まで 内1人 101人以上 内2人

(2) 普通団体

人 員	25人以上	300人以上	無 賃 扱 人 員
割引率	1割7分	2 割	100人まで 内1人 101人以上 内2人

(団体旅客運賃の計算方)

第54条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人あたり大人普通旅客運賃から割引額を差引いた額を端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体旅客運賃は、その全行程に対する1人あたり小児普通旅客運賃から割引額を差引いた額を端数計算し、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人、小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

(貸切旅客運賃)

第55条 第36条の規定によって旅客車を貸切とする場合にはその車両の定員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

(貸切旅客運賃の最低額)

第 56 条 貸切旅客運賃の最低額は、その貸切区間の片道旅客運賃が 1 5 キロメートル相当分の旅客運

賃に満たないときは、その車両の定員に相当する大人普通旅客運賃によって計算した 1 5 キロメートル相当分の旅客運賃とする。

また、往復の貸切区間の片道旅客運賃が 1 5 キロメートル相当の旅客運賃に満たないときは、往路と同様、その車両の定員に相当する大人旅客運賃によって計算した 1 5 キロメートル相当分の旅客運賃とする。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第 57 条 貸切旅客の実際乗車人員が、旅客運賃収受定員を超過するときは、その超過人員に対して大人普通旅客運賃を収受する。この場合、大人普通旅客運賃の最低額については前項の規定を準用する。

第4章 乗車券の効力

第1節 通 則

(乗車券の使用条件)

第58条 乗車券は、1 券片をもって1 人が1 回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しない。

2 同一旅客が同一区間に対して有効な2 枚以上の同種の乗車券を所持する場合は、当該乗車券について、その1 枚を使用するものとする。

3 普通乗車券以外の乗車券は、乗車以外の目的で使用することができない。

(乗車券の効力の特例)

第59条 乗車券は次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず使用することができる。

(1) 大人用の普通乗車券を小児が使用して乗車する場合。

(2) 乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合。

(券面表示事項が不明となった乗車券)

第60条 乗車券はその券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅（団体乗車券、定期乗車券及び第31条の規定より発売する通学用割引回数乗車券にあつては発売駅、その他の乗車券にあつては社が指定する駅）に差出して書換えを請求することができる。

3 前項の規定により旅客から書換えの請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、不明事項が判別できるときに限って当該乗車券と引換えに再交付の取扱いをする。

4 前3 項の規定は券面表示事項又は様式の整っていない乗車券について準用する。

(不乗区間に対する取扱い)

第61条 旅客は、第59条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

(有効期間の起算日)

第62条 乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発売した当日から起算する。

(小児用乗車券の効力の特例)

第63条 小児用の乗車券は、その有効期間中に使用旅客の年齢が12才に達した場合であっても、第58条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱い)

第64条 旅客が当該乗車について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第2節 乗車券の効力

(有効期間)

第65条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

ア 片道乗車券 1日

イ 往復乗車券 2日

(2) 定期乗車券

通勤定期乗車券・通学定期乗車券 1箇月、3箇月、6箇月とする。

(3) 回数乗車券 発売日から3箇月とする。ただし、第31条第1項第2号に規定する生徒に対して発売する通学用割引回数乗車券にあつては6箇月とする。

(4) 団体乗車券 そのつど定める。

(5) 貸切乗車券 そのつど定める。

(継続乗車)

第66条 入場後に有効期間を経過した当該乗車券は、途中下車しないでそのまま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、第58条の規定にかかわらずこれを使用することができる。

(途中下車の禁止)

第67条 旅客は旅行開始後、その所持する乗車券（定期乗車券を除く。）によって、その券面に表示された発着区間内の任意の駅に下車して出場した後、再び列車に乗継いで旅行することができない。

(回数乗車券の効力の特例)

第68条 大人用の回数乗車券（第31条の規定により、発売した割引回数乗車券を除く。）を、小児が使用する場合は、第58条の規定にかかわらず、1券片をもって小児2人が乗車することができる。

(改氏名の場合の定期乗車券の書換え)

第69条 定期乗車券の使用者が氏名を改めた場合は、これを発売駅に差出してその氏名の書換えを請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第70条 乗車券（回数乗車券については、その使用券片）は、次の各号の1に該当する場合は、その後の乗車について無効として回収する。

(1) 旅客が途中下車できない乗車券で下車したとき。

(2) 旅客が第131条の取扱いを受けたとき。

(3) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）第42条の規定によって、車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第71条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

(1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。

(2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。

- (3) 第20条第1項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
 - (4) 資格等を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。
 - (5) 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したとき。
 - (6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券若しくは回数乗車券又は普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (8) 第75条及び第76条の規定により証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客がこれを携帯していないとき。
 - (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第66条に規定する場合を除く。
 - (10) 社員の承諾を得ないで乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第63条に規定する場合を除く。
 - (12) その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（定期乗車券が無効となる場合）

第72条 定期乗車券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格、氏名、年齢、区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項をぬり消し又は改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (6) 定期乗車券の区間と連続しない普通乗車券又は回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したとき。
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が第74条に規定する証明書を携帯していないとき。
- (11) 社員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (12) その他定期乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

（乗車券が無効となる場合の特例）

第73条 前2条の規定は、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、適用しない。

(通学定期乗車券の効力)

第74条 通学定期乗車券は、その通学する認定学校の代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一 般 用

表		裏	
契印 証 明 書 No. _____ 下記の者は、当校 所属 部(科) □の学生(生徒) 学年 第 学年(年度生) であることを証明する。 氏名 _____ (才) 生年月日 年 月 日生 住所 _____ 年 月 日発行 写 真 契印 発行者 所在地 学校名 代表者 氏 名 代表者 職 印		(注 意) (1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、社員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。 (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (3) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届出なければならない。 (4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業退学等によって学級を失ったときは、直ちに発行者に返さなければならない。	

8.5cm

6.0cm

表

裏

備考 (1) 内には、学校種別又は指定番号を表示する。

(2) この証明書に用いる写真は、証明書発行前6箇月以内に撮影した縦3cm横3cmの正面上半身のものとする。

(3) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から1箇月に限り、省略することができる。

(4) 中学校第3学年以下の生徒・児童及び幼児の証明書は、写真を省略したものとする。

4 旅行証明書の様式は、次のとおりとする。

契印

No.

代表者
職 印

6.0cm

(注 意)

- (1) この証明書は、被救護者（付添人）用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、社員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならぬ。
- (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届出なければならない。
- (4) この証明書は、旅行を終了したとき、又は有効期間を経過したときは、直ちに発行者に返さねばならない。
- (5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

備考 (1) 内には指定番号を表示する。
(2) 乗車船区間欄末尾のかっこ内には、
片道・往復又は付添人だけ往復の別を
表示する。

第5章 乗車券の様式

第1節 通 則

(乗車券の表示事項)

第77条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃
 - (2) 有効区間
 - (3) 有効期間
 - (4) 発売日付
 - (5) 発売箇所名
 - (6) 前各号のほか、必要な事項
- 2 次の各号に掲げる乗車券にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することがある。
- (1) 臨時に発売する乗車券
 - (2) その他特殊の乗車券
- 3 第1項のほか、小児乗車券等にあつては、次の各号に規定する記号を当該乗車券の表面に表示する。
- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 小児用として発売する乗車券 | 小 |
| (2) 被救護者等に発売する割引乗車券 | 割 |
| (3) 認定学校の学生に発売する乗車券 | 学 |
| (4) 放送大学の学生に発売する回数乗車券 | 放 |
| (5) 再交付・再発行した乗車券 | 再 |
| (6) 期間を調整する定期乗車券 | 調整 |
| (7) 期間を継続する定期乗車券 | 継続 |

(字模様の印刷)

第78条 この章に規定する乗車券は、券面に次の地模様を印刷する。



(乗車券の駅名等の表示方)

第79条 乗車券の駅名及び旅客運賃の表示方は次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。
- (2) 普通乗車券にあつては、発駅名は乗車駅名をもって表示し、着駅名を「何円区間」の例により金額をもって表示する。
- (3) 往復乗車券にあつては、発駅名を乗車の際表示し、着駅名を「何円区間」の例により金額をもって表示する。
- (4) 回数乗車券にあつては、発駅名は乗車の際表示し、着駅名を「何円区間」の例により金額をもって表示する。
- (5) 団体乗車券の乗車区間については、実際に乗降する駅名を表示する。

第2節 普通乗車券の様式

(片道乗車券の様式)

第80条 片道乗車券の様式は、別表第2-2のとおりとする。

(往復乗車券の様式)

第80条の2 往復乗車券の様式は、別表第2-2のとおりとする。

第3節 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第81条 定期乗車券の様式は、別表第2-2のとおりとする。

第4節 回数乗車券の様式

(回数乗車券の様式)

第82条 回数乗車券の様式は、別表第2-2のとおりとする。

第5節 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第83条 団体乗車券の様式は、別表第2-2のとおりとする。

第6章 乗車券の改札及び引渡し

第1節 通 則

(乗車券の改札)

第84条 旅客は、旅行を開始するとき又は旅行を終了したときは、所定の乗車券を所持し自動改札機又は社員により改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、旅客は社員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が証明書の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同様とする。

(乗車券の引渡し)

第85条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、若しくは不要となった場合又は、その乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を社員に引渡すものとする。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)

第86条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を自動改札機又は社員に提示して改札を受けるものとする。

- 2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際は、当該乗車券を自動改札機による集札又は社員に引渡すものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)

第87条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に当該乗車券を自動改札機又は社員による改札を受けるものとする。

- 2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちにこれを発売所又は社員に引渡すものとする。

(回数乗車券の改札及び引渡し)

第88条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を社員又は自動改札機による発駅名及び乗車日の捺印による改札を受けるものとし、旅行を終了した際は、これを社員に引き渡すか又は自動改札機の集札を受けなければならない。

(団体乗車券の改札及び引渡し)

第89条 団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際に、当該乗車券を社員に提示して改札を受けるものとする。

- 2 前項の引率者は、団体旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際に、その所持する乗車券を社員に引渡すものとする。
- 3 団体乗車券（団体分乗券）を使用する団体旅客の改札及び引渡しについては、第86条の規定に準じる。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱い箇所)

第90条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは駅において行う。ただし、旅客運賃の払戻しは、社が指定する駅に限って取扱う。

(払戻し請求権行使の期限)

第91条 旅客は、旅客運賃について払戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をした乗車券について旅客運賃の収受又は払戻しをする場合の既収額)

第92条 乗車変更の取扱いをした乗車券について、旅客運賃の収受又は払戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を発駅で購入した場合の旅客運賃を収受しているものとして収受又は払戻しの計算をする。ただし、払戻しの場合は、旅客が実際に支払った旅客運賃の額を限度として取扱う。

第2節 乗車変更等の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第93条 旅客が、その乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に、社が取扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、次とおりとする。

- (1) 乗越し
- (2) 方向変更
- (3) 団体乗車変更

(乗車変更の取扱範囲)

第94条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。

2 前項の場合において、方向変更については、非変更区間と変更区間とを通じた、経路の一部若しくは全部が復乗となるときは、乗車変更の取扱いをしない。

(被救護者割引乗車券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱禁止)

第95条 第22条の規定による被救護者割引乗車券を所持する旅客に対しては乗車変更の取扱いはしない。

(別途乗車)

第96条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が乗車変更の取扱いについて制限のあるもの、又は旅客運賃の計算打切り等によって旅客の希望するとおり変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間又は種類について、別途乗車としてその区間に対する相当の旅客運賃を収受する。

第2款 乗 越 し

(乗越し)

第97条 旅客は、あらかじめ社員に申し出て、その承諾を受け、所持する普通乗車券又は回数乗車券に表示された着駅を、当該着駅を越えた駅に変更（この変更を「乗越し」という。）することができる。

(注) このような場合、定期乗車券を所持する旅客に対しては、別途乗車として取扱う

2 乗越しをする場合は、次による旅客運賃を収受する。

(1) 普通乗車券

原乗車券に対して乗越しの取扱いをする場合は、既に収受した旅客運賃と原乗車券に表示された区間と乗越区間とを通算した普通旅客運賃の差額を収受する。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対して、適用のものであるときは、その区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

(2) 回数乗車券

原乗車券に対して乗越しの取扱いをする場合は、原乗車券に表示された旅客運賃と、原乗車券に表示された区間と乗越区間とを通算した普通旅客運賃の差額を収受する。この場合、原乗車券が割引回数乗車券（第31条規定により発売する通学用割引回数乗車券を除く。）であって、その割引が原乗車券の発駅から乗越着駅までの区間に対して、適用のものであるときは、その区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

第3款 方向変更

(方向変更)

第98条 旅客は、あらかじめ社員に申し出て、その承諾を受けて所持する普通乗車券に表示された着駅を当該着駅と異なる方向に変更（この変更を「方向変更」という。）することができる。

2 前項により方向変更する場合は、原乗車券の区間に対する既に収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較して、不足額は収受するものとし、過剰額は払戻しをしない。この場合、原乗車券が割引乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のものであるときは、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。

第4款 団体乗車変更

(団体乗車券の行程変更)

第99条 団体乗車券を所持する旅客は、あらかじめ社員に申し出て、その承諾を受け、乗越し、方向変更又は乗車列車等の変更をすることができる。ただし、これらの変更は、団体旅客全員が変更する場合で、社において運輸上支障がない場合に限って取扱う。

2 前項の取扱いをする場合は、次の各号による旅客運賃を収受する。

(1) 乗越し

乗越区間について旅客運賃収受人員に対する無割引の普通旅客運賃を収受する。

(2) 方向変更

変更区間に対する旅客運賃収受人員について計算した無割引の普通旅客運賃と不乗区間に対

する同一の計算による普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻ししない。

- 3 前各号の規定は、団体乗車券に表示された発駅の当該駅を越えた駅又は当該発駅と異なる方向の駅に変更する場合に準用する。

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

(旅客運賃払戻しに伴う割引証等の返還)

第100条 旅客は割引証等を提出して購入した乗車券について、払戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(旅客運賃の払戻しをしない場合)

第101条 旅客は、第59条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払戻しを請求することができない。

第2款 乗車券の無札及び無効

(乗車券の無札及び不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第102条 旅客は、次の各号の1に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを併せて収受する。

- (1) 社員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 第71条の規定により無効となる乗車券（偽造乗車券を含む。）で乗車したとき。
- (3) 自動改札機又は社員による乗車券の改札を受けず入場し、又は集札を受けないで入出場したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその提示を拒み又は回収の際に引渡しをしないとき。

2 前項の場合、旅客が第71条第1項第6号の規定により無効となる普通乗車券又は回数乗車券で乗車したときは、使用した各乗車券の券面に表示された区間と区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定により旅客運賃及び増運賃を当該旅客から収受する。

3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第4項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃及び増運賃を、その団体申込者から収受する。

4 団体旅客が、その乗車券面に表示された人員を超過して乗車し又は小児の人員として大人を乗車させたときは、第71条の規定にかかわらず、その超過人員又は大人だけを、その団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃及び増運賃を収受する。

(定期乗車券不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受)

第103条 第72条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第2項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とを併せて収受する。

- (1) 第72条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力の発生した日（第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第7号に該当する場合はその使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合は発売の日から、

同項第9号に該当する場合はその有効期間満了の日の翌日から、それぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間）を、毎日1往復（又は2回ずつ）乗車したものとして計算した普通旅客運賃。

(2) 第72条第1項第6号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券及び回数乗車券の券面に表示された区間と、その区間外とを通じた区間を、1往復したものとして計算した普通旅客運賃。

(3) 第72条第1項第6号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したとき及び同項第10号から第12号までの1に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

（乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方）

第104条 第102条第1項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（接続列車のある場合でその接続列車に乗車したことが明らかとなるときは、その接続列車の出発駅）から乗車したとみなして同条の規定を適用する。

第3款 乗車券類の紛失

（乗車券の紛失の場合の取扱方）

第105条 旅客が旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって、社員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第102条又は前条の規定による旅客運賃・増運賃を、前途の乗車区間については普通旅客運賃を収受し、また社員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して、増運賃は収受しない。

2 前項の場合の旅客は、旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、この限りでない。

3 第1項後段及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

（再収受した旅客運賃の払戻し）

第106条 前条の規定によって普通旅客運賃・増運賃を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とを社が指定する駅に差出して、発見した乗車券1枚につき手数料220円を支払い、その旅客運賃について払戻しの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・増運賃を支払った日の翌日から起算して1箇年を経過したときは、これを請求することができない。

2 前項の規定によって払戻しを請求した乗車券が片道乗車券の場合は乗車券1枚、往復乗車券の場合は乗車券2枚につき手数料190円を支払うものとする。

（団体乗車券紛失の場合の取扱方）

第107条 旅客が団体乗車券を紛失した場合であって、社員がその事案を認定することができるときは、第105条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券の再交付をすることができる。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について既にその旅客運賃の払戻しをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払戻し)

第108条 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が未使用で、かつ、有効期間内又は有効日前であるときに限って、これを駅に差出して既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき190円を支払うものとする。

2 前項の規定により払戻しの請求をした乗車券が、往復乗車を条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払戻し額は、同項の規定にかかわらず、すでに収受した往復旅客運賃からすでに使用した往片等の券片区間に対する無割引きの普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

3 普通乗車券の払戻しは、社が指定した駅で行うものとする。

(旅行開始前の定期旅客運賃・回数乗車券・企画乗車券の払戻し)

第109条 前条の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券、使用開始前の回数乗車券及び企画乗車券について準用する。ただし、この場合、旅客手数料として、乗車券1枚(回数乗車券は12券片を1枚とする。)について220円を支払うものとする。

2 定期乗車券、回数乗車券及び企画乗車券の払戻しは、社が指定した駅で行うものとする。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払戻し)

第110条 旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 団体旅客の人員が旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項規定を準用して旅客運賃を払戻すことがある。

3 団体旅客運賃の払戻しは、社が指定した駅で行うものとする。

(旅行開始後の旅客運賃の払戻し)

第111条 旅客が、普通乗車券を使用して旅行開始した後、旅行を中止した場合は、既に支払った旅客運賃の払戻しを請求することができない。

2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず第108条の規定を適用する。

(不乗区間に対する旅客運賃の払戻しをしない場合)

第112条 旅客は、次の各号に掲げる不乗区間については、旅客運賃の払戻しを請求することができない。

(1) 第66条の規定により継続乗車中に旅行を中止した場合の不乗区間。

(2) 第59条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅からの任意に旅行を開始した場合。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

第113条 旅客は、定期乗車券を使用開始した後、その定期乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを社が指定した駅に差出して、既に支払った定期旅客運賃から、使用経

過月数に相当する定期旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 前項の計算については、払戻し請求当日は、経過日数に算入し、また、1箇月未満の経過日数は、1箇月として計算する。

3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

(1) 使用経過月数が1箇月又は3箇月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃。

(2) 使用経過月数が2箇月のときは、1箇月に相当する定期旅客運賃の2倍の額。

(3) 使用経過月数が4箇月のときは、3箇月と1箇月に相当する定期旅客運賃の合算額。

(4) 使用経過月数が5箇月のときは、3箇月と1箇月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額。

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払戻し)

第114条 旅客は、回数乗車券を使用開始した後、その回数乗車券が不要となった場合は、有効期間内であるときに限って、これを駅に差出して、既に支払った回数旅客運賃から使用済み券片に対する、普通旅客運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は手数料として220円を支払うものとする。

(旅行中止による有効期間の延長及び旅客運賃の払戻し)

第115条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する場合であって、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1回に限って乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数(30日を限度とする。)について乗車券の有効期間の延長を請求し、又は既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差引いた残額の払戻しを、社が指定した駅に請求することができる。この場合、払戻しを受ける旅客は、手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。ただし、普通乗車券の手数料は190円とする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき。

(2) 国会からの喚問その他これに類する行政権又は司法権の発動によって、旅行を中止したとき。

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についてもこれを準用する。

3 定期乗車券、回数乗車券又は団体乗車券を使用する旅客は、前2項の請求をすることができない。

4 旅客は、第1項及び第2項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間の延長の証明を受けたうえ、これを受けるものとする。この場合、旅客が第1項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病の場合の証明)

第116条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長又は旅客運賃の払戻しを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを提示するものとする。

(有効期間の延長及び旅客運賃の払戻しの特例)

第117条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、旅客運賃の払戻しを請求することができる。この場合は、手数料を220円収受して旅客運賃の払戻しの取扱いをする。ただし、普通乗車券の手数料は190円とする。

2 旅客は、前項の請求をする場合、直ちに連絡装置等により社員に連絡するものとする。

第5款 運行不能及び遅延

(列車の運行不能、遅延等の場合の取扱方)

第118条 旅客は、旅行開始後、次の各号の1に該当する事由が発生した場合は、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、定期乗車券を使用する旅客は、他経路乗車の取扱いに限って、また回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還及び他経路乗車の取扱いに限って、これを請求することができる。

(1) 列車が運行不能になったとき。

ア 第119条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払戻し。

イ 第120条に規定する有効期間の延長。

ウ 第121条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払戻し。

エ 第122条に規定する他経路乗車。

(2) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって乗車することができないとき。

ア 第119条に規定する旅行の中止及び旅客運賃の払戻し。

イ 第120条に規定する有効期間の延長。

ウ 第121条に規定する無賃送還及び旅客運賃の払戻し。

2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期乗車券及び回数乗車券を除く。）が不用となった場合は、その乗車券が有効期間内（前売り乗車券については、有効開始前を含む。）であるときに限って、これを駅に差出して既に支払った旅客運賃の払戻しの請求をすることができる。

(旅行中止による旅客運賃の払戻し)

第119条 前条第1項の規定により旅客が旅行を中止した場合は、旅行中止駅から原乗車券に表示されている着駅までの区間に対する旅客運賃の払戻しをする。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、旅行中止駅から原乗車券に表示されている着駅までの区間に対する旅客運賃を、割引の運賃によって払戻しをする。

(乗車券の有効期間延長の取扱方)

第120条 第118条第1項の規定による乗車券の有効期間の延長の取扱いは、次の各号の定めるところによる。

(1) 旅客は、乗車券の有効期間の延長を請求しようとする場合、あらかじめ関係駅に申出るものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。

ア 第118条第1項第1号に定める事由の場合は、乗車券を預けた日から開通後5日以内において旅行を再び開始する日の前日までの日数。

イ 第118条第1項第2号に定める事由の場合は、1日

(2) 前号の場合、旅客は、乗車券に有効期間延長の証明を受けるものとする。

(3) 旅客が第1号の規定により、延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(無賃送還の取扱方)

第121条 第118条第1項の規定による旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事案が発生した際、使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。
 - (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。
 - (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。ただし、やむを得ない事由によって乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行うことができないときは、他経路による。
 - (4) 旅客が第2号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。
- 2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払いもどしをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については、払戻しの取扱いをしない。
- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既収旅客運賃の全額。
 - (2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示されている発駅に至る途中駅まで送還したときは、第119条の規定を準用する。この場合、同条中「旅行中止駅」とあるのは、「途中駅」と読み替える。
- 3 第1項の無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する場合は、当該券片をその後1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(他経路乗車の取扱方)

第122条 第118条第1項の規定による他経路乗車の取扱いの場合は、旅客は、その乗車券に表示された着駅と同一目的地に至る他の最短経路による乗車を行うことができる。ただし、他の経路による乗車中に途中下車をすることはできない。

- 2 第1項の取扱いをする場合は過剰額の払戻し及び不足額の収受をしない。

(旅客運賃の払戻し駅)

第123条 第119条及び第121条の規定により、旅客運賃の払戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払戻しの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅。
 - (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅。
- 2 前各号に定める払戻しの請求は、関係駅に社員を派遣した場合に限る。
- 3 前第1項の規定により旅客運賃の払戻し駅において、旅客運賃の払戻しを受けることができない場合は、その乗車券を駅長に差出して払戻しの請求をすることができる。

(運行中止の場合の有効期間の延長又は旅客運賃の払戻し)

第124条 定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅に差出して、相当日数の有効期間延長を請求し、又は次の定める金額の払戻しを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。）の原定期乗車券と同一の種類及び有効期間による定期旅客運賃を次の日数（第29条第2項の規定により端数となる日数を付加して発売したものにあつては、当該日数を加えた日数）で除し、その1円未満の端数を1円単位に切り上げた日割額に休止日数を乗じ端数計算した額。

- | | | |
|---|------------------|------|
| ア | 有効期間が1箇月のものにあつては | 30日 |
| イ | 有効期間が3箇月のものにあつては | 90日 |
| ウ | 有効期間が6箇月のものにあつては | 180日 |

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除して端数計算した額。

第6款 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第125条 旅客（定期乗車券又は回数乗車券を使用する旅客を除く。）が乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、社員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(乗車券の誤購入の場合の取扱い)

第126条 旅客が誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一、類似その他やむを得ないと認められ、かつ、社員がその事由を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃と比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをする。

第8章 手 回 り 品

(持込禁制品)

第127条 旅客は、次の各号1に該当するものは、これを車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第3に掲げる危険品及び他の旅客に危害を及ぼすおそれのあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物
- (6) 車両を破損するおそれがあるもの。
- (7) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。

(注) 別表第3に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないよう措置することとする。

(制限手回り品等)

第128条 前条の規定にかかわらず、次の各号の1に該当し、かつ、第129条第1項に規定する範囲内のものは、これを車内に持ち込むことができる。

- (1) 危険品中適用除外の物品及びライター、懐炉等で危険のおそれがないもの。
- (2) 小鳥、昆虫、初生ひな又は愛玩用小動物及び魚介類で完全な容器に入れ、他の旅客の迷惑とならないもの。
- (3) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条2項に規定する盲導犬、同条3項に規定する介助犬及び同条第4項に規定する聴導犬で同法第12条第1項に規定する表示をしたもの。ただし、車両に著しい損害が発生し、又はこれを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合を除く。

(旅客の手回り品)

第129条 旅客は、運輸上支障を生ずるおそれがないとみとめられるときに限り、三辺の最大の和が、250センチメートル以内のもので、その重量が30キログラム以内のものを2個まで持ち込むことができる。ただし、長さ2メートルを超える物品は、この限りでない。

2 旅客が自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバッグ、ショルダーバッグ又は完全に包装された運動用具等で長さ2メートルまでのものは、第1項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

(手回り品の点検)

第130条 旅客が手回り品中に第127条第1項第1号、第2号の規定による物品の車内への持込みの防止、その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

2 旅客に対し、前項の点検の対象者特定のための協力を求めることがある。

3 旅客が前2項による点検または協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第118条第1項第1号ア、イおよびウのいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

4 第1項および第2項の規定による手回り品の内容の点検または対象者特定のための協力に応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

5 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第131条 旅客が第128条及び第129条に規定する持ち込み制限を越える物品又は第127条に規定する持込禁制品を車内に持ち込んだ場合は、その旅客を最近の駅に下車させ、乗車券は無効として回収する。

(手回り品の保管)

第132条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

附 則

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

この規則は、平成12年3月10日から施行する。

この規則は、平成13年3月22日から施行する。

この規則は、平成14年11月2日から施行する。

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

この規則は、平成18年8月30日から施行する。

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

この規則は、平成24年3月17日から施行する。

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

この規則は、平成 28 年 3 月 12 日から施行する。

この規則は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 23 日から施行する。

別表第1

営業キロ程表

(単位:キロ)

新 橋 0k050m	0.4	1.6	2.2	3.1	7.0	7.8	8.4	9.2	10.2	11.3	12.0	12.7	13.5	14.0	14.7
汐 留 0k460m		1.2	1.8	2.7	6.6	7.4	8.0	8.8	9.8	10.9	11.6	12.3	13.1	13.6	14.3
竹 芝 1k690m			0.6	1.5	5.4	6.2	6.8	7.6	8.6	9.7	10.4	11.1	11.9	12.4	13.1
日の出 2k290m				0.9	4.8	5.6	6.2	7.0	8.0	9.1	9.8	10.5	11.3	11.8	12.5
芝浦ふ頭 3k100m					3.9	4.7	5.3	6.1	7.1	8.2	8.9	9.6	10.4	10.9	11.6
お台場海浜公園 7k010m						0.8	1.4	2.2	3.2	4.3	5.0	5.7	6.5	7.0	7.7
台 場 7k810m							0.6	1.4	2.4	3.5	4.2	4.9	5.7	6.2	6.9
東京国際レズターミナル 8k440m								0.8	1.8	2.9	3.6	4.3	5.1	5.6	6.3
テレコムセンター 9k280m									1.0	2.1	2.8	3.5	4.3	4.8	5.5
青 海 10k260m										1.1	1.8	2.5	3.3	3.8	4.5
東京ビッグサイト 11k370m											0.7	1.4	2.2	2.7	3.4
有 明 12k040m												0.7	1.5	2.0	2.7
有明テニスの森 12k780m													0.8	1.3	2.0
市場前 13k540m														0.5	1.2
新豊洲 14k060m															0.7
豊 洲 14k790m															

別表第2

運賃表

(単位:円)

（単位：円）

キロ程	普通運賃	定期運賃						回数券運賃
		通勤			通学			
		1ヵ月	3ヵ月	6ヶ月	1ヵ月	3ヵ月	6ヶ月	
～2キロ	190	5,600	15,960	30,240	3,360	9,580	18,150	1,900
	100	2,800	7,980	15,120	1,680	4,790	9,080	1,000
3～5	260	7,460	21,270	40,290	4,480	12,770	24,200	2,600
	130	3,730	10,640	20,150	2,240	6,390	12,100	1,300
6～8	330	9,640	27,480	52,060	5,780	16,480	31,220	3,300
	170	4,820	13,740	26,030	2,890	8,240	15,610	1,700
9～15	390	11,500	32,780	62,100	6,910	19,700	37,320	3,900
	200	5,750	16,390	31,050	3,460	9,850	18,660	2,000

上段:大人 下段:小児

(ゆりかもめ)			○
	→		○
	小児	円 区 間	○
発売当日限り有効			○
下車前途無効			○

箇月	ゆりかもめ	No
	↔	
		月 日から
		まで
円	様 男・女 歳	駅 発行

定期券使用上のご注意

- 定期乗車券は、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
通学定期乗車券にあっては、身分証明書もお見せください。
- 次のような場合は、定期乗車券を無効として回収し、全区間の運賃及びその2倍の増運賃をいただきます。
 - 使用資格、氏名、乗車区間その他の事実を偽って使用されたとき
 - 券面の表示事項を改変して使用されたとき
 - 通勤定期乗車券又は通学定期乗車券を記名人以外の方が使用されたとき
 - 有効期間以外又は有効区間以外に使用されたとき
- この定期乗車券は、折り曲げたり、磁気に近づけないようにお願いします。

株式会社 ゆりかもめ

(ゆりかもめ)

往復券

ゆき

まで有効

円
区間

(2枚) 円

下車前途無効

(ゆりかもめ)

往復券

かえり

まで有効

円
区間

(2枚) 円

下車前途無効

(ゆりかもめ)

回数券

まで有効

円
区間

(12枚) 円

下車前途無効

ゆりかもめ
団体乗車券

No

➡

乗車日

年 月 日

大人
小児
金額

人
人
円

危 険 品

番号 品目	危 険 品 の 品 目		適 用 除 外 の 品 目
1	火 薬 類	(1) 火薬 イ 黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬 ロ 無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬 ハ 過塩素酸塩を主とする火薬 (2) 爆薬 イ 雷こうその他起爆薬 ロ 硝安爆薬 ハ 塩素酸カリ爆薬 ニ カーリット ホ その他硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬 ヘ 硝酸エステル ト ダイナマイト類 チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬 (3) 火工品 雷管、実包、空包、信管、火管導爆線、雷管又は火管付薬きよう、火薬又は爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケットその他の加工品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 銃用火薬で、容器、荷造りとも重量が 1 キログラム以内のもの。 (2) 振動、衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した次に掲げるもの。 鉄道区間銃用雷管又は銃用雷管付薬きようで 400 個以内のもの。 (3) 銃用実包又は銃用空包で、弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動、衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した次の数量以内のもの。 鉄道区間 200 個
2	高圧ガス	(1) 圧縮ガス アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、亜酸化窒素ガス(笑気ガス)、炭酸ガス(二酸化炭素)、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガスその他の圧縮ガス及びその製品 (2) 液化ガス 液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液体プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フロン-12 フロン-22 液化シアン化水素(液体青酸)、塩化エチル、塩化メチル(メチルクロライド)、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、酸化メタンその他の液化ガス及びその製品	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。 (1) 医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで、2 本以内のもの。 (2) 消火器内に封入した炭酸ガスで 2 本以内のもの。 (3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高圧ガスを含む製品で、2 リットル以内のもの又は容器・荷造りとも重量が 2 キログラム以内のもの。

番号 品目	危 険 品 の 品 目		適 用 除 外 の 品 目
3	マッチと 軽火工品	(1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、黄 リンマッチ (2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん管、 信号火せん、発煙信号かん（発煙筒 を含む。）、発煙剤、煙火、がん具煙 火、競技用紙雷管（大形紙雷管を含 む。）がん具用軽火工品、始動薬、冷 始動薬（始動栓、発火薬又は着火器 ともいう。）冷始動発熱筒、始発筒そ の他の軽火工品	次の各号に掲げる物品は、手回 り品として車内に持込むことができ る。 (1) 安全マッチで次の数量以内のも の。 鉄道区間、容器、荷造りとの 重量が3キログラム (2) 導火線又は電気導火線で、容器、 荷造りとの重量が3キログラム 以内のもの。 (3) がん具煙火、競技用紙雷管及び その他のがん具用軽火工品で次の 数量以内のもの。 鉄道区間、容器、荷造りとの 重量が1キログラム (4) 信号えん管及び信号火せん実重 量が500グラム以内のもの。 (5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱 筒及び始発筒で、容器、荷造りと もの重量が3キログラム以内のも の
4	油 布 、 油 紙 類	(1) 油紙、油布とその製品 (2) 擬ウールじゅうとその製品 (3) 動植物油脂ろうを含有するそ の他の動植物繊維	容器、荷造りとの重量が5キロ グラム以内のものは、手回り品とし て車内に持込むことができる。
5	可 燃 性 液 体	(1) 鉱油原油、揮発油、ソルベントナ フタ、コールタール軽油、ベンゼン （ベンゾール）、トルエン（トルオール）、キシレン（キシロール又はザイ ロール）、メタノール（メチルアルコ ール又は木精）、アルコール（変性ア ルコールを含む。）、アセトン、二硫 化炭素、酢酸ビニルモノマ、エーテ ル、コロジオン、クロロシラン、ア セトアルデヒド、パラアルデヒド、 ジエチルアルミニウム・モノクロラ イド、モノメチルアミン、トリメチ ルアミンの水溶液、ジメチルアミ ン、ピリジン、酢酸アルミ、酢酸エ チル、酢酸メチル、蟻酸エチル、プ ロピルアルコール、ビニルメチル、 エーテル、臭化エチル（エチルプロ マイド）、酢酸ブチル、アルミアルコ ール、ブタノール（ブチルアルコ ール）、フーゼル油、松根油、テレピン 油（松精油）、灯油（石油）、軽油（ガス 油）、重油（バンカー油、ディーゼル 重油）、その他の可燃性液体及びそ の製品（ペンキ等） (2) ニトロベンゼン（ニトロベンゾ ール） (3) ニトロトルエン（ニトロトルオ ール）	日常の用途に使用する小売店等で 通常購入可能な可燃性液体を含む製 品（揮発油等の可燃性液体そのもの は除く）で、2 リットル以内のもの 又は容器・荷造りとの重量が2キロ グラム以内のものは、手回り品とし て車内に持ち込むことができる。た だし、中身が漏れることを防ぐため の適当な方法で保護してあるものに 限る。

番号 品目	危 険 品 の 品 目		適 用 除 外 の 品 目
6	可 燃 性 固 体	金属カリウム、金属ナトリウム(金属ソーダ)、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム(粉状、箔状又はひも状のものに限る。)アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルローズ、硝石(硝酸カリウム)、硝酸アンモニウム(硝酸アンモニウム又は硝安)、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノールその他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造りとの重量が 2 キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
7	吸 湿 発 熱 物	ハイドロサルハイト、生石灰(酸化カルシウム)、低湿焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド(炭化カルシウム)	乾燥した状態のカーバイドで破損するおそれのない容器に密閉した 1 個の重量が 20 キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
8	酸 類	(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸(塩化スルフリンを含む。)、沸化水素酸 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸類で密閉した容器に収納し、かつ破損するおそれのないよう荷造りした 0.5 リットル以内のもの。 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池で堅固な木箱に入れ、かつ、端子が外部に露出しないように荷造りしたもの
9	酸 化 腐 し ゃ く 剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム(塩酸バリウム)、塩素酸ナトリウム(塩素酸ソーダ)、過塩素酸アンモニウム(過塩素酸アンモン)、塩化リン、過酸化ナトリウム(過酸化ソーダ)、過酸化バリウム、晒粉、臭素(ブコム)、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)、ジニトロゾレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クローム(無水クロム酸)、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87その他の酸化腐しゅく剤及びその製品	次に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸化腐しゅく剤で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした 0.5 リットル以内のもの。 (2) さらし粉及び酸化腐しゅく剤製品で容器、荷造りとの重量が 3 キログラム以内のもの。 (3) 水酸化カリウム(苛性カリ)で密閉して容器に収納し、かつ、破損するおそれのないよう荷造りした実重量が 25 グラム以内のもの

番号 品目	危険品の品目		適用除外の品目
10	揮散性 毒物	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、フェロシリン、塩化硫黄、クロロピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、かつ、破損するおそれのないように荷造りした0.5リットル以内のもの。 (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器、荷造りとの重量が3キログラム以内のもの。
11	放射性 物質	核燃料物質、放射性同位元素(ラジオ・アイソトープ)	
12	セルロ イド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、防虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けないもの (2) 拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの

備考 この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器、荷造り等の重量は含まない。